

一般社団法人 藤沢市鍼灸マッサージ師会 賛助会員規約

第1条（目的）

一般社団法人 藤沢市鍼灸マッサージ師会（以下、「当法人」という）と、当法人賛助会員（以下、「会員」という）との間に本規約を定める。

第2条（会員の定義）

1. 会員とは、当法人の目的に賛同し、協賛金を納めることで資金面から活動を賛助（支援）する個人、法人、各種団体をいう。
2. 会員は、当法人総会において議決権を持たない。
3. 藤沢市内で鍼灸マッサージ院を開業している者、藤沢市内の鍼灸マッサージ院に勤務する責任者及びそれに準ずる者は会員になることができない。

第3条（協賛金の用途）

協賛金は、当法人の運営と会員制度運用の為に利用する。

第4条（入会）

入会を希望する者は、当法人に必要事項を記入した所定の入会申込書を提出し、協賛金納入を以て入会成立とする。

第5条（協賛金）

1. 年額1万円を一口とし、一口以上とする。当法人の事業年度（4月1日～3月31日）途中で入会する場合も同様とする。
2. 当法人正会員の鍼灸マッサージ院で施術が受けられる、協賛金の半額相当の鍼灸マッサージ利用券を提供する。利用券の有効期間は、当法人の事業年度に準じる。
3. 当法人の行う事業に積極的に協力する会員の協賛金は、当法人理事会の決議により免除することがある。
4. 納入された協賛金は、いかなる場合もこれを返還しない。

第6条（会員資格有効期間）

会員資格有効期間は、当法人の事業年度（4月1日～3月31日）とする。会員資格有効期間の起算日は、当法人が当該年度の協賛金入金を確認した日とする。

第7条（会員資格の継続）

会員資格は自動継続とする。継続を希望しない会員は、所定の退会届を2月末日までに提出することにより当該年度を以て退会となる。

第8条（入会申込記載事項の変更等）

会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に通知しなければならない。

第9条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を書面又は電磁的方法をもって当法人に提出することにより、任意に退会することができる。その際、未納入の協賛金があれば、それを納入した後退会となる。

第10条（除名）

会員が次の各号に該当するに至ったときは、当法人理事会の決議により、これを除名することができる。この場合当法人は、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為を行ったとき。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為を行ったとき。
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき。
- (5) 当法人の定款・会則及び本規約に違反したとき。
- (6) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不適当と判断したとき。

第11条（会員資格の停止）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上協賛金を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき。

第12条（会員資格停止に伴う措置）

- (1) 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が協賛金の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。
- (2) 個人会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われ、第三者への資格継承はできない。
- (3) 団体会員資格が合併等により継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知しなければならない。
- (4) 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第13条（個人情報の保護）

当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合。
- (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合。
- (3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護するために必要と認められる場合。
- (4) 会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、かつ会員の同意を得ることが難しい場合。

第 14 条（損害賠償）

会員が、当法人定款・会則及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

第 15 条（規約の変更）

本規約は当法人の理事会の議決によって変更することができる。変更内容については電磁的方法等で告知することとする。

第 16 条（協議事項）

本規約に関して疑義が生じた場合、または本規約に定めなき事項については、当法人と各会員は誠実に協議する。

令和 7 年 8 月 8 日